

如斯、大正九年、創立當時には組合負債が四〇名程であつたものが、第一期(大正一〇、四、末)に五百數十名に、今年九月上旬には二百三十八名にふり、現在全聯盟所屬十七組合三千八百名程の組合員を擁するに至つた。

一 事業概況、毎年配給額は次の通り

大正十年	一八、〇〇〇円
大正十一年	二二、四〇〇円
大正十二年	九二、五四四円
大正十三年	一三六、二八七円
大正十四年	三三二、四〇八円
大正十五年(九月三十日迄)	二一四、一六七円

一 資金及事業小費

各組合の取立に付する配給限度一口金二百円とし、各組合の需要する白米に対する配給額を決定し、その配給額を決定する。

一 消費却下法

取立に自己の精米所を持ち毎日各組合に対し平均四十俵の白米を配給す外、其他の日常必需品(味噌、醤油、砂糖、木炭其他の雜貨)を配給する、其の各組合需要の物品に対する支拂方法は白米を除く外総て月末拂制度を採用、従つて各組合員が其の組合に対する支拂方法は之に準じて行つて居る。

一 配給價格

折衷主義或は市價主義を採る。各組合所在の環境に應じて之を定めて居る。

一 剩餘金処分法

各組合経営の諸費を控除し其の残額を以て各組合員に対し出資金を購買高に應じて半期(六ヶ月)毎に割戻しを行ふことを原則として居る。聯盟中各組合に配給することにより得た利益金を之を積立金或は奉議應援費其他の事業に使用する。

一 各組合の概況(大正十五年十月調)

組合名	所在地	創立	組合員	持分	配給額	組合員所属団体等
消費組合 共済社	市外大島町二ノ三一	大正九、一〇	二〇〇	一、〇〇〇	一七、〇〇〇円	市商會社 一般市民